

日本語教員の資質・能力に関するこれまでの議論概要

1 日本語教員の養成等について（日本語教育施策の推進に関する調査研究会：昭和60年5月13日）

○日本語教員には、国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的な知識・能力などが要求される。

○日本語教育の専門家として必要とされる知識・能力は、次のとおり

(1) 基礎的な知識・能力

- ・大学（4年制）卒業又はそれと同等程度の知識・能力

(2) 日本語教育に係る知識・能力

- ・日本語の構造に関する体系的、具体的な知識
- ・日本人の言語生活等に関する知識・能力
- ・言語学的知識・能力
- ・日本語の教授に関する知識・能力
- ・日本事情に関する知識
- ・表現・理解力等の日本語能力
- ・外国語及び外国事情に関する知識・能力

○日本語教員の養成

(1) 一般の日本語教員

- ・大学の学部にて、日本語教員として最低限必要な知識・能力を習得させることを目的として、他の専門分野の教育（国語教員養成課程、英語教員養成課程等）と併せて日本語教員の養成を行う副専攻を設ける。
- ・一般の日本語教員養成期間においては、大学卒を基礎資格として、大学の学部の副専攻課程と同等程度の教育内容・水準を確保する。

(2) 指導的教員又は教員の養成にあたる者

- ・大学の学部にて、日本語教員として必要な相当程度の知識・能力を習得させることを目的として日本語教員の養成を主として行う主専攻課程を設ける。
- ・大学院修士課程にて、日本語教員の養成に携わる者を養成するコースを設ける。この場合、学部における日本語教員養成の主専攻課程を修了した者を対象とするコースとそれ以外の者を対象とするコースを設けるものとする。なお、日本語教員に関する高度な研究能力を備えた者を養成するための博士課程の設置を検討する必要がある。

○日本語教員養成の標準的な教育内容

必要な知識・能力	一般の養成機関	大学副専攻	大学主専攻	大学院修士 主専攻修了者	大学院修士 それ以外
日本語の構造に関する体系的、具体的な知識	150時間	10単位	18単位	4単位	11単位
日本人の言語生活等に関する知識・能力	30時間	2単位	4単位	4単位	2単位
日本事情	15時間	1単位	4単位		
言語学的知識・能力	60時間	4単位	8単位	7単位	5単位
日本語の教授に関する知識・能力	165時間	9単位	11単位	9単位	10単位
計	420時間	26単位	45単位	24単位	28単位

○日本語教員検定制度

日本語教員は、高い資質・能力を必要とし、資質能力の向上に資するため検定制度が必要。これにより日本語教員になるための要件を限定するものではないが、専門性の確立と待遇改善、社会的地位向上に資することを期待。

検定は、日本語教育の専門家として必要とされる知識・能力の水準に達しているかを審査・証明するもの。検定は、公益法人で文部大臣がふさわしい団体として認定された者が試験を実施、内容は大学学部の日本語教員養成の副専攻課程修了と同程度が望ましい。

日本語教育に関する経験、業績、日本語教員養成課程修了については、検定上の配慮の検討が望ましい。

2 日本語教員検定制度について（日本語教員検定制度に関する調査研究会：昭和62年4月10日）

○基本的な考え方

日本語教員検定は、日本語教育に関する知識・能力が日本語教育の専門家として必要とされる水準に達しているか、その到達度を試験により審査・証明するもの。日本語教員に必要な資質・能力のすべてについて審査するものではない。検定は、資格を付与するものではないが、専門性の確立と待遇改善により日本語教育水準の向上が期待される。

○試験のレベル

日本語教員として最低限必要な専門的知識・能力を習得させる大学学部の日本語教員養成副専攻課程と同等程度。

将来は、主専攻課程と同等程度の試験を試験合格者や相当程度の経験者を対象として行うことも考えられる。

○受験資格

学歴によって限定することなく、できるだけオープンにすることが望ましい。ただし、20歳以上等年齢による制約を設けることは考えられる。日本語教員の専門性を確立するため、試験のレベルが大学学部の副専攻課程と同等程度であることを広く周知する必要あり。

○試験の内容、方法

この試験は日本語教員の専門家として必要とされる知識・能力について審査するものであることから、日本語教育専門科目に関して実施。

筆記試験のほか、面接や実技を加え、多角的に審査することが望ましいが実施機関の検討にゆだねる。日本語教育に関する経験、業績、日本語教員養成課程修了したものであっても、試験の一部免除等特別措置は講じない。

出題範囲の別紙省略

3 日本語教育施設の運営に関する基準について（日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議：昭和63年12月23日）

○教員の資格

日本語教育施設の教員は次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻（日本語教育科目 45 単位以上）を修了し、卒業した者
- 二 大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を 26 単位以上修得し、卒業した者
- 三 日本語教育能力検定試験に合格した者
- 四 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力等を有するもの
 - （1）学士の称号を有する者
 - （2）短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上学校、専修学校、各種学校等（以下「学校」という。）において日本語に関する教育または研究に関する業務に従事した者
 - （3）専修学校の専門課程を修了した者、学校等において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教育に従事した期間とを通算して4年以上となる者
 - （4）高等学校において教諭の経験のある者
- 五 その他これらの者と同等以上の能力があると認められる者

4 今後の日本語教育施策の推進について（今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議 平成11年3月19日）

○日本語教員養成について

（1）日本語教員養成の現状と問題

標準的な教育内容は、一種のガイドラインとして示されたものであるが、大部分の養成課程においてこの区分に従った主専攻・副専攻相当教育が行われている。標準的な教育内容が必ずしも現在の日本語教育において求められる課題に対応しているとは言えない状況も見受けられる。

（2）日本語教員養成方策の改善

ア 日本語教員の専門性について

日本語教員は「専門性」として次の3つの能力を有する必要がある。

- （ア）言語に関する知識能力：外国語や学習者の母語（第一言語）に関する知識や理解があり、対照言語学的視点からの日本語の構造や言語の習得過程に関する知識を有すること。
- （イ）日本語の教授に関する知識能力：過去の研究成果や経験等を踏まえた上で、カリキュラムを作成したり、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を有すること。
- （ウ）その他日本語教育の背景をなす事項についての知識理解：日本と諸外国の教育制度や文化事情に関する理解や、学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力を有すること。

イ 日本語教員養成課程の在り方

大分部の養成課程において、標準的な教育内容の区分に従った教育が行われている。しかし、大学の創意工夫により、より多様なコース設定を行っていくことが望まれる。さらに、外国人留学生を対象とした日本語教員養成課程のコースを設ける必要も高まっていると考えられる。

標準的な教育内容について、現代的な課題を踏まえ、社会言語学やコミュニケーション学、日本語教材製作の方法、新しい情報メディアの活用等に関する教育内容を取り入れるなど見直しが必要。

大学におけるカリキュラムの改善として日本語教育の実習を積極的に導入することが望まれる。

小中学校において日本語指導を必要としている外国人児童生徒が増加しており、初等中等教育教員養成課程を有する大学の判断により、日本語教育に係る科目の開設などについて検討が望まれる。

現職教員の研修や大学院での再教育の体制を整えることも必要。

○日本語教育能力検定試験について

(1) 日本語教育能力検定試験の現状と問題点

昭和 62 年度の試験開始以来 10 年以上が経過、日本語教員を取り巻く状況は変わっており、試験の基本的在り方を見直す時期が来ている。毎年 1,000 人程度が合格している状況を考えると最低限必要な日本語教育専門家確保という当初の目的は量的には達成しつつある。

試験の意義、合格者に期待される社会的役割について改めて明確にする必要あり。

(2) 日本語教育能力検定試験の今後の在り方

日本語教員に求められる知識及び技能も一様のものでなくなっており、レベル及び専門に応じた複数の試験に分化することの検討の必要あり。「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）」により文部大臣認定制度は廃止となるが、認定制度を継続するか含め、試験事業の実施形態等について検討の必要あり。

試験は、客観テストであり、表現能力全般を評価が困難であること、特に音声言語能力を表す機会がないことなど限界がある。日本語教員に最低限必要な専門的知識と能力を適切に評価するものであるか、再検討が必要。

出題範囲も現代的課題等を踏まえた内容とする必要あり。面接や実技試験は行われていないが、これらの要素を取り入れた試験問題とするよう工夫が望まれる。

5 日本語教育のための教員養成について（日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議 平成 12 年 3 月 30 日）

○日本語教員養成における教育内容の現状と課題

標準的な教育内容に示された区分や教育事項が次に述べる現在の課題に対応したものとなっていない。

- ・社会言語学やコミュニケーション学、情報メディアの活用などの教育内容の取り入れ、実践的な教育能力の育成
- ・日本語教員養成機関が持つ理念や目的に沿った教育課程を編成する上での制約になる嫌いがある

日本語教員の活躍の場が拡大する現在、多様なコース設定を図り海外において日本語教員として活躍する者や日本語教育専攻の留学生を対象としたコースを設けることなどが求められる。

大学審議会答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（平成 10 年 10 月）」において大学の自主性・自立性を高め個性特徴の発揮が提言されている。

このような課題や大学改革の動向を踏まえ、「標準的な教育内容」の意義や在り方を見直すことが必要。

○日本語教員養成における教育内容について

(1) 日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方

現在の大学の日本語教員養成課程では、標準的な教育内容をそのままではなく、単位の読み替えをしながら活用している部分が多い。主専攻、副専攻の区分や標準単位数にこだわらない方が大学等の教育目的の現状とも合致しており、多様な学習需要に応えた教育をしようとする場合に制約を課す必要性が乏しくなっている。

むしろ、基礎的に身に付けておくべき内容、日本語教授法など必須の内容、学習者の属性に応じて選択的に習得すべき内容などを明確にする必要がある。

教育課程編成の基本的な在り方として次のような方針が適当

- ①「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」を示すことを基本とする。教育目的や学習者のレベル等属性に応じて組み合わせ教育課程を編成できるようにする。
- ②どのような教育課程を編成するかは、日本語教員養成機関の自主的な判断に委ねる。標準単位数や主専攻・副専攻の区分は設けない。

日本語教員養成機関においては、日本語教員として基本的に必要とされる内容や各項目相互の関連性について考慮が必要。実践的な教育能力を習得させるために、教育実習が極めて重要。日本語教員養成の教育課程の在り方として、次のような専攻・コースも考えられる。

- ①国語、外国語、社会などの初等中等教員免許取得に必要な科目と日本語教員養成に係る科目とを組み合わせ、共通に履修させる横断的編成
- ②日本語教育や初等中等教育における国語教育、外国語教育を包含した、より包括的な言語教育専攻
- ③異文化心理学や対人コミュニケーションなどの主要科目と日本語教育の関連科目を包含するコミュニケーション教育専攻

(2) 日本語教員養成の新たな教育内容

①日本語教員として望まれる資質・能力

資質・能力として基本となるのは、日本語を正確に理解し、運用できる能力を持っていること。その上で、「学習者に対する実践的なコミュニケーション能力」、「言語に対する深い関心と鋭い言語感覚」、「豊かな国際的感覚と人間性」、「専門性とその意義についての自覚と情熱」を有していること。

日本語教育の専門家として次の能力を有していることが大切。

(ア) 言語に関する知識・能力

外国語や学習者の母語に関する知識、対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識、言語使用や言語発達及び言語の習得過程等に関する知識、それらの知識を活用する能力

(イ) 日本語の教授に関する知識・能力

教育課程の編成、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を有すること。

(ウ) その他日本語教育の背景をなす事項についての知識・能力

日本と諸外国の教育制度や歴史・文化事情に関する知識や学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力

②新たに示す教育内容

ア 新たに示す教育内容とコミュニケーションの関係

日本語教育とは教え合う実際的なコミュニケーション活動と考えられ、新たに示す教育内容の根底をなすものであり、基本である。新たに示す教育内容の領域は、「社会・文化に関わる領域」、「教育に関わる領域」、「言語に関わる領域」の3つからなる。明確な線引きは行わず、優先順位も設けない。

その領域の区分として、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分を設ける。

イ 日本語教育養成において必要とされる教育内容 (別添省略)

6 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について

(日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議 平成24年3月30日)

○今回の調査の実施

大学、日本語学校、地域の日本語教室などにおける日本語教員等の現状及びその養成・研修の現状に関わる基本的な事項について広く調査し、その結果から改めてどのような課題があるのか検討・分析した。

○今回の調査結果から見える日本語教員等の養成・研修に関わる課題について

「生活者としての外国人」を対象とする日本語教員等の養成・研修を意識したため、一般の施設・団体に係る課題について重点的に検討・分析を行った。

- ・ ボランティアが8割を占める
- ・ 指導者としての知識や能力が必ずしもはつきりせず、また、それを高めるための機会も必ずしも十分ではないと言える。
- ・ 日本語教員等に求める最終学歴について、「特になし」が約7割、日本語指導の経験年数や専門分野についても「特になし」が約6割を占める。
- ・ ボランティアが多いことから日本語教員等の経験や専門性について把握していなかったりするが、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するに当たっては、その経験や専門性をできるだけ把握し、それを踏まえた指導力等の向上に配慮することが望まれる。
- ・ 日本語教員等が自ら指導力を高めるために努力するだけでなく、その環境作りとして養成・研修の充実が必要。
- ・ 一般の施設・団体が日本語教員等に求める役割としては、「日本語指導」に次いで「生活相談及び生活情報の提供」が多い。また、求める基本的な資質としては、「言語に関する知識」や「教授力」よりも「コミュニケーション能力」が最も多い。
- ・ 日本語教員等の養成・研修に当たっては、学習者のニーズを想定しながら、理論と実践のバランスに十分配慮することが重要。

○日本語教員等の養成・研修に係る今後の検討等について

- ・ 日本語教育機関等や日本語教員等といっても大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体では、その現状に大きな違いがある。

- ・大学等機関や日振協認定機関における日本語教員等の養成・研修に関する検討・分析等が必ずしも十分でなかったことは否めない。
- ・今後、文化庁の文化審議会国語分科会の下に新たに検討の場を設け、本調査結果等を踏まえ、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論を継続するべき。

7 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について

(文化審議会国語分科会 平成 25 年 2 月 18 日)

○指導力評価の考え方について

- ①評価の目的は能力一般ではなく、「生活者としての外国人」に対する日本語教育をカリキュラム案等を活用して行う上で必要な能力について評価することにより、その向上を図ることとした。
- ②評価の対象は、日本語教育プログラムの実践をP D C Aサイクルに基づき行う能力とした。
- ③評価対象者は、地域日本語教育指導者と地域日本語教育コーディネーターとした。
- ④自己評価を基本とする。
- ⑤指導力評価項目一覧から選択して3段階で評価を行うこととした。
- ⑥(1)指導力評価項目一覧、(2)指導力評価に関するチェックシート、(3)日本語教育プログラムの実践の記録、(4)研修受講の記録、(5)研修のプログラムの例で構成されている。(1)～(4)を日本語指導力ポートフォリオという。

○指導力評価項目一覧について

評価項目は全部で113項目、実践者は、プログラムの実践の形態や役割等に合わせて、項目を選択、チェックリストを作成し、それに基づき指導力評価を行う。

○指導力評価項目一覧（全体版）

P l a n（企画）

- I 地域や外国人の状況の把握
- II 日本語教室の目的の設定・日本語教室の設置
- III 具体的な日本語教育プログラムの作成

D o（実施）

- IV 各地域の実情に応じた日本語教育の実施

C h e c k（点検）

- V 日本語教育プログラムの点検

A c t i o n（改善）

- VI 日本語教育プログラムの改善

8 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について

(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理ワーキンググループ 平成25年2月18日)

○論点5 日本語教育の資格について

日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり、約25年の歴史を持ち、平成23年度の受験者は5,732人。

文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか、平成24年度中には指導力評価について取りまとめる。

現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。

- ・新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
- ・日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
- ・新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
- ・国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れに逆行し、民業圧迫とならないか。



【日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（日本語教育小委員会平成26年1月31日）】

- ・地域における日本語教育において、外国人がどのようなニーズを持っているかということ踏まえた上で、日本語教育に関する人材に求められる内容について整理することが必要である。
- ・また、実態として日本語教育に関する人材の基準は多様であり、地域によって日本語教室やそこで日本語を教える者、コーディネーターの捉え方は大きく異なるが、地域における日本語教育に関する新たな資格を設定することは適切か、さらに、ボランティア（日本語教育能力検定試験の合格者や大学で日本語教育について学んだ者等も含む）が大きな役割を担っている現状に照らして一定の線引きを行うことは、問題がないか検討が必要である。
- ・その上で、新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりするのがよいか検討が必要である。仮に新たな資格を作った場合は、実施者についての検討が必要である。

○論点6 日本語教員の養成・研修について

平成24年3月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは、特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。

大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上、平成12年3月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について（報告）」や、平成24年3月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は、参考として活用し得る。

大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現

行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。

また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。

このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。



【日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（日本語教育小委員会平成26年1月31日）】

- ・地域における日本語教育について、日本語指導者の捉え方や求める役割は多様であり、養成・研修の実施内容も地域により大きく異なるところであるが、各地域においては明確な目的や理念とそれに基づく計画等のビジョンに基づき、計画的に指導者の養成・研修を行うことが必要ではないか。また、より効果的・安定的に日本語教育を行うため、行政内部における人材確保の在り方、広く一般の地域住民に協力者などの立場で関わってもらう際に求められる研修などの在り方、指導力を試験等によって評価する仕組み等についても検討することが必要ではないか。
- ・大学・日本語学校での日本語教師養成については、地域における日本語教育に特化した人材育成プログラムなどの実施などが考えられるが、まずは大学・日本語学校での日本語教師養成課程において、地域における日本語教育がどの程度取り扱われているか把握することが必要ではないか。

9 日本語教育施設の告示基準（法務省入国管理局）（第1条第1項第13号）

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

10 日本語教育施設の告示基準解釈指針（法務省入国管理局）（第1条第1項第13号）

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

→ 「大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

(1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。

(2) 日本語教育に関する課程は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、授業科目（大学においては45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）であることとする。）が設定されたものであること。

(3) 上記科目の単位（大学においては、教育実習1単位以上を含む45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業等によるものとする。）を修得していること。

(4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

→ 「大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

(1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。

(2) 日本語教育に関する科目は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目が設定されたものであること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等であること。

(3) 上記科目の単位を、教育実習1単位以上を含む26単位以上修得していること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得していること。

(4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

二 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

→ 「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

1 単位時間は45分を下回っていないこと。

(1) 学士、修士又は博士の学位を有していること。

- (2) 受講した日本語教育に関する研修は、日本語教員養成研修などとして、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上の研修科目が設定されたものであり、研修の内容について文化庁に届出がなされていること。また、通信による研修（放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる研修に限る。以下同じ。）の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う研修（以下「面接による研修等」という。）であること。
- (3) 上記研修科目を、教育実習45単位時間以上を含む420単位時間以上修了していること。
また、通信による研修の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修等により修了していること。
- (4) 受講した研修の内容について、次に掲げる項目が確認できること。
1. 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要（理念・目的、沿革、実績）、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
 2. 研修の名称及びそのカリキュラム・シラバス（科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間（分）数、受講成績の評価の方法、修了要件）
 3. 主な講師（プロフィール、指導経験等）
 4. 研修の実施形態（通学制又は通信制など）
- (5) 研修の受講状況及びその成果としての評価について以下の項目が確認できること。
1. 受講者の氏名、生年月日
 2. 受講コース名、受講期間又は修了日
 3. 受講科目名及び個々の科目の受講単位時間、総受講単位時間、受講成績（出欠のみならず、研修受講の成果として試験やレポートの評価結果を含むこと。）
 4. 研修修了の可否
- (6) (1) から (5) について、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等において確認できること。

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

→ ホの「同等以上の能力があると認められる者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 告示基準第1条第1項第13号イ、ロに相当する海外の大学（短期大学を除く）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業又は当該大学院を修了した者を指す。その要件の確認は、告示基準第1条第1項第13号イ、ロの解釈指針をそれぞれ準用するものとする。
- (2) 学士、修士又は博士の学位を有し、告示基準の公表日から遡り3年以内の日において留学告示別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事したことがあり、かつ、3年を超えて留学告示別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた日本語教育機関の教員の職を離れない者で、そのことを日本語教育機関が発行する証明書等において確認できる者であること。
- (3) 学士の学位を有し、かつ、大学又は大学院において、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目により日本語教員養成課程等として設定されたコースを履修し、当該コースの単位を教育実習1単位以上を含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）している者